

財務省告示第二百八十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十七年度の初日から平成十七年六月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十七年七月二十九日

財務大臣 谷垣 禎一

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十七年度の初日から平成十七年六月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇トン
二	七・四一トン
三	一トン
四	四、八八一トン
五	五七一トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
一二トン	三〇五トン	二一、三七七トン	二三、六五〇トン	一一、八八〇トン	一四〇トン	二七二、五二三トン	三九五、九五九トン	一、四七二、三一五トン	一六、一九六トン	三九二トン	六四六トン	六、七一九トン	〇・一四トン	〇トン	一トン

二九	三三三ト
二八	〇ト
二七	二、二六二ト
二六	一七五ト
二五	〇ト
二四	五ト
二三	一、〇三三ト
三三	三九ト
二二	二、六四三ト